

開発行為許可等申請手数料表

【平成9年6月1日適用】

○ 開発行為許可申請手数料

1. 当初申請の場合

(法第29条)

開発行為の種類	開発区域の面積	手数料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 (自己の居住用)	0.1ha未満	8,600円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満	22,000
	0.3 " ～ 0.6 "	43,000
	0.6 " ～ 1.0 "	86,000
	1.0 " ～ 3.0 "	130,000
	3.0 " ～ 6.0 "	170,000
	6.0 " ～ 10.0 "	220,000
	10.0ha以上のとき	300,000
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 (自己の業務用)	0.1ha未満	13,000円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満	30,000
	0.3 " ～ 0.6 "	65,000
	0.6 " ～ 1.0 "	120,000
	1.0 " ～ 3.0 "	200,000
	3.0 " ～ 6.0 "	270,000
	6.0 " ～ 10.0 "	340,000
	10.0ha以上のとき	480,000
(3) その他の開発行為 (非 自 己 用)	0.1ha未満	86,000円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満	130,000
	0.3 " ～ 0.6 "	200,000
	0.6 " ～ 1.0 "	260,000
	1.0 " ～ 3.0 "	390,000
	3.0 " ～ 6.0 "	510,000
	6.0 " ～ 10.0 "	660,000
	10.0ha以上のとき	870,000

2. 変更申請の場合

(法第35条の2)

変更理由		手数料
(1) 設計の変更((2)を除く)	開発区域の面積に応じて上表に規定する額の1/10	(1)+(2)+(3)
(2) 新たな土地の区域の編入による変更 (第30条第1項第1号～4号に掲げる事項の変更)	新たに編入される面積に応じ、上表に規定する額	
(3) その他の変更	10,000円	

ただし、(1)+(2)+(3)が1件87万円をこえるときの手数料は87万円とする。

○建築物の特例許可申請手数料

(法第41条第2項ただし書)

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	知事が建築物の形態制限区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	46,000円
-------------------------	---	---------

○予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

(法第42条第1項ただし書)

開発許可を受けた土地における建築等の制限許可	用途地域が定められているとき、又は知事が利便の増進上若しくは開発区域及び周辺の地域における環境保全上支障がないと認められる場合	26,000円
------------------------	---	---------

○開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

(法第43条)

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha未満の場合	6,900円
	0.1ha以上～0.3ha未満の場合	18,000
	0.3ha～0.6ha	39,000
	0.6ha～1.0ha	69,000
	1.0ha以上の場合	97,000

○開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

(法第45条)

承認申請の書類		手数料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う場合	自己用住居または1ha未満自己用業務	1,700円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う場合	1ha以上自己用業務	2,700円
(3) (1)及び(2)以外の場合	非自己用	17,000円

○開発登録簿の写しの交付手数料

(法第47条第5項)

1枚につき	470円
-------	------

○諸証明手数料

諸証明申請手数料	1件当たり	320円
----------	-------	------